

令和8年5月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和8年度5月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第2号 農地等の現況に係る報告審議について	( 1件)
議案第8号 農地法第3条許可申請書審議について	( 6件)
議案第9号 農地転用事業計画変更申請書審議について	( 1件)
議案第10号 農地法第5条許可申請書審議について	( 2件)
議案第11号 非農地証明願出書審議について	( 1件)
議案第12号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1202件)
議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	( 39件)
議案第14号 令和7年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和8年度最適化活動の目標設定等審議	( 1件)

〈 出席委員 〉 ( 16人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一		
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 ( 3人)

6番 久保 聖子	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
----------	------------	----------

〈 出席推進委員 〉 ( 13人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則		30番 田中 博視	
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 ( 2人)

29番 濱崎 浩一	31番 有馬 孝一
-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	神領 幸一郎	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和8年度5月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、( 久保聖子委員、今村龍太郎委員、宮脇誠委員 ) から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。  
なお、( 濱崎浩一委員、有馬孝一委員 ) から欠席届が提出されています。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「横山義晴」委員と19番「中玉利一朗」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。  
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。  
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。  
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
20番 報告第1号の番号1について報告いたします。  
令和8年5月18日、私と正の奥会長は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目は、宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第8号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 5頁から6頁までの6件です。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,008㎡、作物は野菜です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は295,112㎡、作物はお茶です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,028㎡、作物はアーモンド、栗です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は39,729㎡、作物は甘藷です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,439㎡、作物は水稻です。  
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,745㎡、作物は野菜です。  
以上、計6件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第8号の番号1について報告いたします。  
令和8年5月21日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第8号の番号2について報告いたします。

令和8年5月21日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第8号の番号3について報告いたします。

令和8年5月21日、私と副の銚之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第8号の番号4について報告いたします。

令和8年5月25日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第8号の番号5について報告いたします。

令和8年5月19日、私と正の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第8号の番号6について報告いたします。

令和8年5月20日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第8号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長 他に質疑等ございませんので、議案第8号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第9号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。

番号1ですが、令和7年11月28日付けで、特定建築条件付土地への転用許可済でしたが、その後事業承継者から事務所用地として購入したい旨の要望を受けたことから、今回、事業計画の変更をするものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当と判断しました。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第9号の番号1について報告いたします。

令和8年5月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない約0.07haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第9号のすべての案件について、承認相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第9号のすべての案件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第9号のすべての案件について、承認することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第10号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の17頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、2件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第10号の番号1について報告いたします。

令和8年5月21日、私と副の今屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない約0.02haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しましたが、申請地南側に桜の木があるため、木を切る場合は市に相談して下さいとアドバイスしました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第10号の番号2について、報告いたします。

令和8年5月20日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない約0.03haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第10号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第10号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第10号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第11号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第11号の番号1について報告いたします。

令和8年5月21日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第11号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第11号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第11号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第12号「**荒廃農地に係る非農地判断審議**」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁からになります。議案第12号「**荒廃農地に係る非農地判断審議**」についてであります。  
申請分となります。

番号1 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は 296 m<sup>2</sup>です。

番号2 伊集院町郡 登記地目は畑 登記面積は2,198 m<sup>2</sup>です。

番号3 日吉町日置 登記地目は畑 登記面積は 55 m<sup>2</sup>です。

番号4 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 548 m<sup>2</sup>です。

番号5 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 537 m<sup>2</sup>です。

番号6 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 725 m<sup>2</sup>です。

番号7 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 781 m<sup>2</sup>です。

番号8 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 685 m<sup>2</sup>です。

番号9 吹上町入来 登記地目は畑 登記面積は 814 m<sup>2</sup>です。

番号10 吹上町中原 登記地目は畑 登記面積は 426 m<sup>2</sup>です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「1番と3番から10番は山林、2番は原野」と判断しました。

以上、田はなし、畑10筆、面積7,065 m<sup>2</sup>です。

現地調査分となります。

資料の30頁からになります。70頁をご覧ください。

東市来の合計は526筆、伊集院の合計は321筆、日吉は118筆、吹上は227筆、地目別集計は田277筆、畑690筆、農地以外の地目228筆、全地域合計で1,192筆708,363.15 m<sup>2</sup>です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第12号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

- 会長 次に、日程第13、議案第13号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
- 会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
- 会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 10番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 72頁の番号7から番号9及び77頁の機構貸出分の番号1から番号3です。貸借です。
- この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
- 面積について、畑が5,340㎡、計5,340㎡、利用権設定件数は6筆です。
- 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
- 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第13号の番号7から番号9及び77頁の機構貸出分の番号1から番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第13号の番号7から番号9及び77頁の機構貸出分の番号1から番号3の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
- 上原委員に着席の連絡をしてください。
- 10番 [着 席]
- 会長 次に、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 22番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 73頁の番号10から番号15です。貸借です。
- 面積について、畑が5,230㎡、計5,230㎡、利用権設定件数は6筆です。
- 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
- 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第13号の番号10から番号15の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第13号の番号10から番号15の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
- 下池委員に着席の連絡をしてください。
- 22番 [着 席]
- 会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 75頁の番号26です。貸借です。
- この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
- 面積について、田が386㎡、計386㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の番号26の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第13号の番号26の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 77頁の番号33から番号34です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が1,367㎡、計1,367㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の番号33から番号34の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第13号の番号33及び番号34の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、議案第13号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の72頁から77頁です。貸借です。

面積について、田が17,423㎡、畑が8,354㎡、計25,777㎡、利用権設定数は24筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第13号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、

で、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第14号「令和7年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和8年度最適化活動の目標設定等審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 本日お配りしております資料の1枚目に「議案第14号 令和7年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和8年度最適化活動の目標設定等審議」と記載のあるものです。

この案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、「毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である令和5年度の1月総会においてご承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいての各年度計画となります。

主な点のみ簡潔に説明させていただきます。

資料を開けていただいて79頁になりますが、こちらは昨年4月の総会時に説明しました数値が記載してあるので、割愛いたします。

続いて、80頁になりますが、「Ⅱ最適化活動の実施状況」で、「1最適化活動の成果目標」の中段になります「③実績」についてです。上の段の「②目標」の新規集積面積73haに対しまして、実績は24haとなりました。また7年度末の集積面積（累計）は、1,440haとなりました。

次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてです。81頁の上の段の「③実績」の「ア 既存遊休農地の解消」についてですが、「a 緑区分の遊休農地の解消」の下の四角枠内のところが「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は114.1haで「今年度の目標に対する達成状況」は267.2%となりました。

また、「b 黄区分の遊休農地の解消」はございませんでした。また、その下の「イ 新規発生遊休農地の解消」についてですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は32.3haでした。

次に「(3)新規参入の促進」についてですが、82頁の上の方になりますが、令和8年度の新規参入者は2経営体の参入がございました。

次に、その下の「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「(2)活動強化月間の設定」になりますが、目標どおりとはいかず、「②実績」としまして、1月～3月にかけて「鹿児島県の農業委員会リージョンシップ活動」に取り組んでいただきました。

続いて83頁になりますが、「新規参入相談会への参加」についてですが、8月に鹿児島市内の方で「かごしま就農・就業相談会」があり、農業委員さん2人の参加がございました。

以上のような結果から、7年度の目標の達成状況の標語としまして、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という事になります。

また、一番下の「推進委員等の点検・評価結果」については、ご覧のとおりです。

84頁の「Ⅲ事務の実施状況」についてですが、「2 農地法第3条に基づく許可事務」についてですが、昨年度は128件の申請及び許可となっております。

続いて「3 農地転用に関する事務」については、65件の申請及び許可となっております。

次に、85頁からの「令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

「1 農業委員会の現在の体制」、「2 農家・農地等の概要」の農家数・農業者数・認定農業者等の経営体数については、お目通しく下さい。

その下の耕地面積につきましては、田が1,280ha、畑が1,300ha、合計2,570haとなっておりますが、本来なら田・畑を合わせると2,580haとなり、合計面積に誤差がありますが、こちらの数値については、国の示している数値であり、県にも確認をしたところ、四捨五入の関係で、このようになっ

ているとのことであります。

次に 86 頁の「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「1 最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「②目標」について、「今年度の新規集積面積」が県の指標の 72ha としてあります。

次に (2) の「遊休農地の解消」でございます。

既存の遊休農地の解消でございますが、令和 3 年度の遊休農地面積 213.6ha の 1/5 である 42.7ha といたしております。

また、ページ番下の「イ 新規発生遊休農地の解消」につきましては、令和 7 年度と同じ 5ha といたしております。

次に 87 頁の「2 最適化活動の活動目標」でございます。

最適化交付金の実施要項に基づきまして、活動日数目標の月 10 日であることから、昨年度に引き続き月 10 日以上活動日数を目標といたしました。

次に「(2) 活動強化月間の設定目標」でございます。

活動強化月間については、取り組み項目を 3 ヶ月以上設定することとなっております。

11 月～12 月におきまして「鹿児島県の農業委員会リレーションシップ活動」に取り組んでいただき農地集積・集約化に取り組んでいただきたいと思います。また 1 月においては、少しでも遊休農地である農地が貸借等で遊休農地解消となるようにとのことで、目標設定といたしました。

次に (3) 「新規参入相談会の参加目標」でございます。

例年開催されております「かごしま就農・就業相談会」は、今年は実施しないとのことで、6 月に新規就農者を励ます会がありますので、こちらに参加して頂くよう目標を設定いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございました。議案第 14 号「令和 7 年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の事務実施状況の公表と 8 年度最適化活動の目標の設定等審議」の説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第 14 号について、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和 8 年度 5 月総会を閉会します。

( 閉会 9 時 55 分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

奥 和俊

18 番

横山 義晴

19 番

中利 利一朗